

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者健康診査事業実施要綱

平成28年4月1日

福岡県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 井上 澄和

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者健康診査事業実施要綱を次のとおり改正する。

1 別紙

○福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者健康診査事業実施要綱

平成 20 年 5 月 28 日

福岡県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 江藤守國

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成 19 年条例第 26 号)第 4 条の規定に基づく福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者健康診査事業実施要綱を次のとおり定める。

1 別紙

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者健康診査事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成 19 年条例第 26 号)第 4 条の規定に基づき、福岡県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が実施する後期高齢者健康診査(以下「健診」という。)の実施に関し必要な事項を定め、もって生活習慣病の早期発見、後期高齢者の健康の保持増進及び医療費適正化に資することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 健診の実施主体は、広域連合とする。

(対象者)

第 3 条 健診の対象者は、当該健診の実施当日において、福岡県後期高齢者医療の被保険者とする。ただし、次に掲げる者は対象者から除くものとする。

- (1) 現に生活習慣病(高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成 19 年政令第 318 号)第 1 条に規定する生活習慣病をいう。)により病院、診療所等で診療等を受けている者
- (2) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者
- (3) 病院又は診療所に 6 月以上継続して入院している者
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 55 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに規定する施設等に入所又は入居している者
- (5) 当該年度中に、特定健康診査又はそれに相当する健康診査を受診した者

(実施期間)

第 4 条 健診の実施は、当該年度内において広域連合と関係機関の協議により定めた期間とする。

(実施回数)

第 5 条 健診は、同一年度において同一人について 1 回とする。

(実施方法)

第 6 条 健診は、広域連合が委託する実施機関で行うものとする。

- 2 健診は、個別健診(実施の日時を定めずに実施機関等の施設において行う形態の健診をいう。)及び集団健診(実施の日時及び場所を指定して行う形態の健診をいう。)の方法により行うものとする。

(健診項目)

第7条 健診項目は、特定健康診査及び特定健康保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。)を基に、別表に定める項目とする。

(自己負担金)

第8条 健診の受診者は、健診に要する費用の一部を負担するものとし、その額は、一人当たり500円とする。

(健診結果の通知及び健診データの管理)

第9条 実施機関は、受診者へ健診結果を通知するとともに、健診データを福岡県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)が運営する特定健診等データ管理システムに記録し、又は国保連合会が定めた方式に基づいて電子媒体により広域連合に提出するものとする。

- 2 広域連合は、実施機関から報告された健診データを評価・統計用に活用するとともに、国及び構成市町村に必要なデータを提供することができる。
- 3 健診結果の記録を取り扱う者は、福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年条例第20号)その他個人情報保護に関する法令の規定を遵守しなければならない。

(委託料)

第10条 広域連合は、健診を実施した実施機関へ委託料を支払うものとする。なお、この委託料の額は、広域連合が関係機関と協議の上、毎年度単価を設定する。

- 2 健診を実施した実施機関は、健診終了後に遅滞なくその結果を取りまとめて広域連合に報告し、国保連合会を通じて広域連合に委託料を請求するものとする。広域連合はこの内容を点検し、適当と認めたときは当該実施機関に国保連合会を通じて請求額を支払うものとする。
- 3 健診を実施した実施機関は、前項の額を請求するに当たっては、第1項の額から第8条に規定する自己負担金の額をあらかじめ控除するものとする。

(事務費)

第11条 広域連合は、健診に係る事務の一部を市町村が実施した場合、当該市町村に対し事務費を交付するものとする。

- 2 事務費の交付方法は、別に定めるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成21年2月9日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

健診項目

区分		内容	
後 期 高 齢 者 健 康 診 査	基本的な健診 の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)	
		自覚症状及び他覚症状の検査	
		身体計測	身長
			体重
			BMI
		血圧	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査	中性脂肪
			HDL—コレステロール
			LDL—コレステロール
		肝機能検査	GOT
			GPT
			γ—GTP
	血糖検査	空腹時血糖	
		ヘモグロビン A1c	
	腎機能検査	尿酸	
		血清クレアチニン	
	尿検査	糖	
		蛋白	
		尿潜血	
詳細な健診の 項目(医師の判 断による追加項 目)※	貧血検査	赤血球数	
		血色素数	
		ヘマトクリット値	
	心電図検査		
	眼底検査		

※ 健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。

※ 血糖検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時血糖が測定できない場合は、随時血糖を測定するものとする。

※ 詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。